

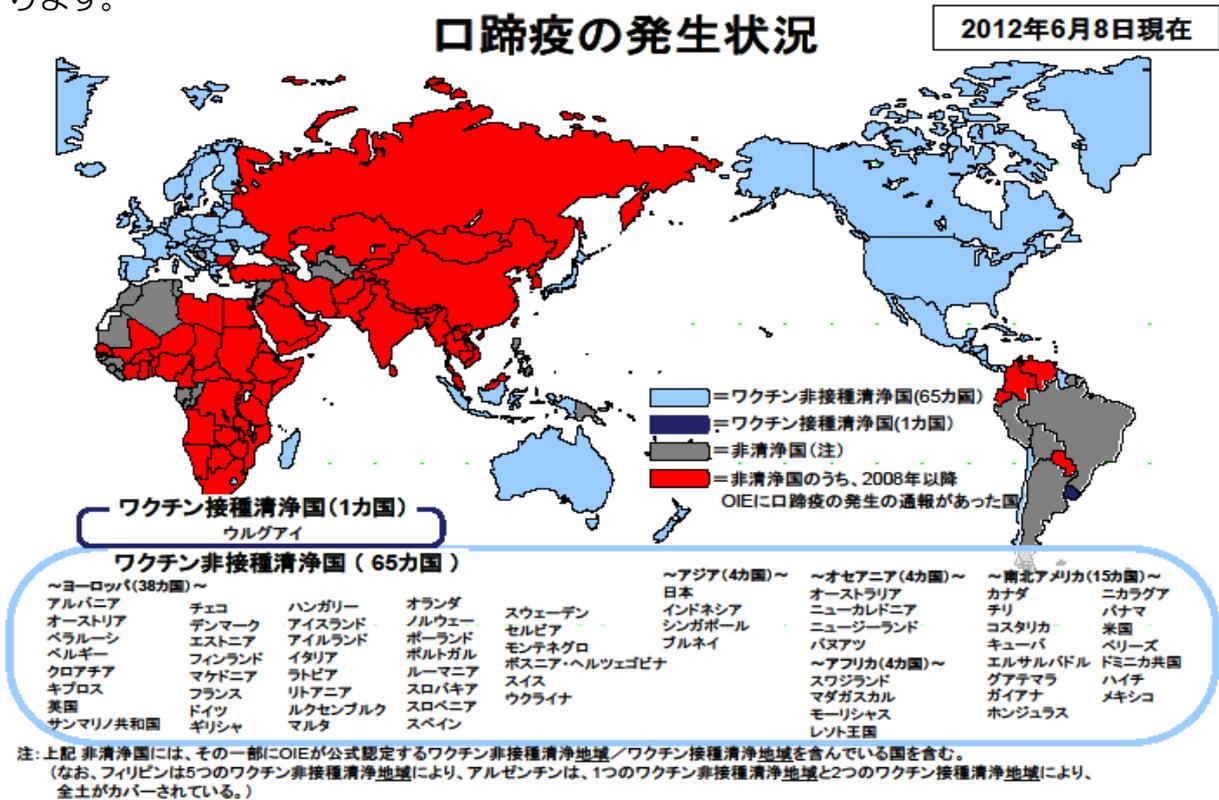
主な内容	● 国外における口蹄疫の発生状況について	……………1
	● 鶏卵衛生 ～サルモネラ食中毒防止のために生産現場でできること～	……………2
	● 牛白血病について② ～管内牛白血病対策の取り組み状況について～	……………3
	● 暑熱に備えましょう	……………4
	● 要指示医薬品について ～生物学的製剤の指示にご注意ください～	……………5

国外における口蹄疫の発生状況について

防疫課 大家畜担当

平成22年に宮崎県において発生し、甚大な被害をもたらした口蹄疫は、下図のとおり今なお、世界各地で継続的に発生しています。赤色に塗られた国が、2008年以降に発生の通報があった国です。アジア諸国をはじめアフリカ、南アメリカ等広範囲に及んでいます。近隣の台湾、中国、ロシアでは平成24年に入ってから継続発が確認されています。

周辺国から病原体を持ち込む可能性が高いことから、侵入防止策を継続する必要があります。



侵入防止対策の徹底を!!

口蹄疫も含め、家畜伝染病を侵入させないためには、農場入口や畜舎入口における消毒、畜舎内外の衛生状態の保持、関係者以外の立入禁止など飼養衛生管理基準を守ることが大切です!

鶏卵衛生～サルモネラ食中毒防止のために生産現場でできること～

防疫課 中小家畜担当

鶏卵や卵加工品が原因となったサルモネラ食中毒は毎年報告され、平成23年8月には宮崎県において死亡事例もみられました。サルモネラは乾燥に強く、糞便やほこり中で長期間生存します。そのため環境に残留しやすく、一度農場に侵入すると清浄化は困難です。養鶏場にサルモネラを持ち込む要因を知り、侵入防止対策を日常化することが重要です。

詳しくは、「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック-採卵鶏農場・生産者編」を参照して下さい。
農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/201108.html>に掲載
養鶏場へのサルモネラ侵入経路

サルモネラは養鶏場を取り巻く環境中に存在します。

- ① 菌ヒナの導入 ② 汚染された飼料や水の使用 ③ 保菌動物（ネズミ、野鳥、ハエなど）
- ④ 作業員 ⑤ 車両（雛や飼料の運搬車） ⑥ 器具機材（雛導入籠、集卵用コンテナなど）

鶏卵が汚染される経路

- ① In Egg 汚染：保菌鶏の体内で卵がつけられる過程で菌が侵入する経路
- ② On Egg 汚染：産卵時（総排泄腔内で）、または産卵後（糞便や汚染環境を介して）、卵殻表面にサルモネラが付着し、卵殻を通過して卵内に侵入する経路

サルモネラ対策のポイント

1. 養鶏場へのサルモネラ侵入防止

- サルモネラ陰性証明がついた雛を導入する
- 殺菌された飼料・水を与え、定期的な検査で汚染されていないことを確認する
- ネズミ・ハエ等の定期的な駆除、及び防鳥ネット等設置により、野生生物の侵入を防ぐ
- 鶏舎専用衣服、専用長靴への交換、鶏舎入口での履物消毒、立入者の消毒、車両の消毒、管理器具の洗浄・消毒

2. 卵殻の汚染を防止

- 集卵システムの定期的な清掃・消毒（産卵箱の定期的な清掃と敷料交換）
- トレイ・コンテナ等の集卵器具を消毒する
- 採卵前に手指の洗浄・消毒を行う
- 汚卵・破卵など異常卵は正常卵と区別し、確実に除去する
- 集卵は頻繁に実施する
- 死亡鶏は速やかに除去する

3. 検卵・洗卵・保管時の適正管理

- 適切な水温で洗卵する（洗浄水は30℃以上、かつ原料卵の温度より5℃以上高くする）
- 適切な濃度の殺菌剤を使用する（次亜塩素酸ソーダの場合150ppm程度）
- 洗卵後は速やかに乾燥する
- 冷暗所で保管し、結露を防ぐ温度管理をする



牛白血病について ② ～ 管内牛白血病対策の取り組み状況について ～

衛生課 大家畜担当

前回は、牛白血病の特徴と管内の発生状況についてお知らせしました。今回は管内の牛白血病対策取り組み状況の概要を紹介します。

1 管内公共牧場での牛白血病対策

管内の6公共牧場では、分離放牧を中心とした牛白血病対策を行っています。

分離放牧は、アブなど吸血昆虫による放牧中の血液感染を防ぐための対策です。

放牧時には主に吸血昆虫に付着した血液によって感染するので、陽性(牛白血病に感染していると考えられる)牛と陰性(感染していないと考えられる)牛を分け、十分な距離をとることで、吸血昆虫による新たな感染の可能性が低くなります(図1)。

そこで、吸血昆虫が出現する前(5月ごろ)までに、子牛を除く放牧予定牛のうち、これまでに牛白血病抗体検査で陽性であった個体以外の検査を行い、その結果陽性群と陰性群に分け、両牧区間に距離をおいて放牧しています。

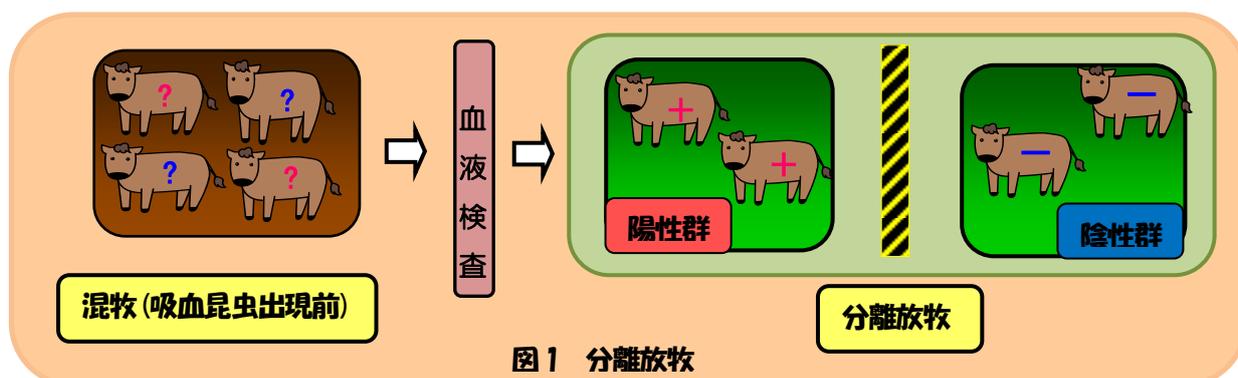


図1 分離放牧

2 管内の対策実施状況

分離放牧を実施している各牧場では、入牧時及び越夏後(または退牧時)検査を実施(H23年度5牧場 1,574頭)、当所でも検査結果を分析し、対策手法の習得と感染防止のため助言を行っています。

平成23年度これらの牧場では、人為的ミスなどが原因で退牧時に新たに陽性となった個体が認められたものの、牧場の平均陽性率は前年と比較しておよそ13%減少し、牧場の技術習得が進み、対策の効果も確認されています。

また、個人農場でも、分離放牧(飼育)をはじめとした牛白血病対策を行っています。個人農場では牛舎スペースに制限がある、人工哺乳を行えない等飼養方法や感染要因が多岐にわたります。

そこで、当所では過去に発生があった44農場を中心に、牛白血病発生状況や病性、対策手法を説明し、対策方法等に理解が得られた場合必要な検査を実施、これらの状況を考慮した分離方法を提案し、対策を支援しています。

最後に、今夏は放牧自粛のため自宅牛舎の飼養頭数が増加することが見込まれるうえ、夏期は牛白血病感染リスクが高まります。対策を実施している公共牧場を活用することは、自宅牛舎の適正スペースを確保できるだけでなく、牛白血病対策にも有効ではないでしょうか。

暑熱に備えましょう

防疫課 病性鑑定担当

7月に入り、平均気温が上昇してきました。暑熱被害が甚大だった平成22年7～9月には全国的に最高気温が平年を大きく上回りました。その期間の東北地方における暑熱による家畜の死亡または廃用による被害は、乳用牛 780 頭、肉用牛 144 頭、豚 331 頭、採卵鶏 37,000 羽、肉用鶏 171,000 羽に上りました。家畜の臨界温度は乳用牛 27℃、肥育牛 30℃、成豚 25℃、採卵鶏 30℃、肉用鶏 28℃といわれています。これからの季節は、気温の推移に注意し、次のような暑熱対策を組み合わせて、暑熱被害を軽減しましょう。

<暑熱対策の例>

- ア 畜舎外から畜舎温度を下げる技術：植物・寒冷紗等の設置、スプリンクラー等による屋根への散水、屋根への石灰塗布等
- イ 畜舎内から畜舎温度を下げる技術：換気扇・扇風機による送風、細霧装置による冷房、クーリング・パッドによる冷房、家畜への直接送風・散水等
- ウ 密飼いを避けて、体感温度とストレスの低減を図る技術：毛刈り、放牧場・パドックの活用、飼養密度の低減、照明による昼夜逆転、ウインドレス畜舎での少光線等
- エ 飼料給与等を工夫する技術：冷水の十分量給与、良質粗飼料・ミネラル等給与、涼しい時間帯に給与、飼料タンクの塗装・被覆等

また、密飼いの防止も重要です。飼養衛生管理基準によると、標準的な飼養密度の目安は
乳用牛 2.4 m²/頭（単飼） 5.5 m²/頭（群飼）
肉用牛 2.0 m²/頭（単飼） 5.4 m²/頭（群飼）とされており、肉用牛では、2間四方に群飼した際に、3頭（1頭あたり4.3 m²/頭）以上では過密となります。



<暑熱対策の効果の試験データ>

- 屋根への石灰乳塗布（肉用牛の事例、屋根裏で -15℃、畜舎で-5℃低下）
- ファンの稼働（終日送風と昼間送風の差は体温で0.73℃、夜間送風との差は0.5℃）
九州農業試験研究機関協議会 54号, p.130-130(1992-08)
- 暑く湿った環境下での日陰への収容は、直腸温を2.0～4.1%低下させる効果あり（乳用牛）。
J ANIM SCI 1999, 77:21-35.



[肥育農場でのファンの稼働]

要指示医薬品について ～生物学的製剤の指示にご注意ください～

衛生課 安全対策担当

と畜場施行規則において、生物学的製剤により著しい注射反応を呈しているものは、と殺・解体の禁止が定められており、アジュバントを含有する製剤は接種局所反応が消失するまでの期間が、使用禁止期間として**使用上の注意欄【一般的注意事項】**に記載されています。特に、油性アジュバントを含有する製剤は使用禁止期間が設定されているものが多いので注意が必要です。また、使用禁止期間が設けられていない生物学的製剤においても、**注射して20日以内の獣畜はと畜場に出荷しないよう指導（昭和47年の厚生省通知）**されています。

当所に提出された指示書を確認したところ、一般的注意事項に記載されている使用禁止期間について指示していない指示書が散見されました。獣医師の先生方におかれましては、生物学的製剤の指示書を交付する際、指示漏れの無いよう注意してください。

指示書の交付を受け投与する飼養者の皆様は、指示書の内容及び製剤に添付されている使用上の注意をよく読み、不明な点があれば指示書発行獣医師の指示を受けてください。併せて、医薬品を投与した日付けを必ず記録し、出荷の際には確認してください。

獣医師・飼養者の連携の下、医薬品を適正に使用し、畜産物への残留を防止しましょう。

★ と畜場出荷前の使用禁止期間のある生物学的製剤の品目数 ★

(動物医薬品検査所ホームページより/H24.6.14 現在)

畜種	薬効	使用禁止期間の有る 品目数/承認品目数	使用禁止期間 (品目により異なる)
牛	細菌ワクチン類	5/11	最短4週間～最長4か月間
	ウイルスワクチン類	3/51	最短28日間～最長180日間
	その他のワクチン	1/6	20週間
	トキシイド類	1/2	6か月間
馬	細菌ワクチン類	0/3	
	ウイルスワクチン類	1/20	120日間
	トキシイド類	0/2	
豚	細菌ワクチン類	12/53	最短2週間～最長6か月間
	ウイルスワクチン類	10/48	最短4週間～最長25週間
	マイコプラズマワクチン類	2/6	4週間(28日間)
	その他のワクチン	3/12	最短3週間～最長10週間
	トキシイド類	1/4	8週間
鶏	細菌ワクチン類	12/20	最短3か月間～最長44週間
	ウイルスワクチン類	34/140	最短16週間～最長56週間
	マイコプラズマワクチン類	1/5	20週間
	その他のワクチン	11/18	最短100日間～最長52週間

【 獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について 】
農林水産大臣は平成 24 年 6 月 14 日付けで、獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

- 処分対象獣医師：東京都在住 44 歳 男性
- ・ 行政処分内容：業務停止 2 年
- ・ 事件の概要：高度管理医療機器等の販売業の許可を受けず、業として 3 回にわたり、高度管理医療機器である針付注射筒を販売した。
- ・ 司法処分内容：懲役 2 年（執行猶予 3 年）／薬事法第 39 条第 1 項に違反

* 掲載されているホームページアドレス：<http://www.maff.go.jp/j/press/>

参考

獣医師法第 8 条第 2 項

獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
- 二 第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。
- 三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。
- 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

薬事法第 39 条第 1 項

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器を販売し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列してはならない。（以下省略）

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
(佐々木・昆野)

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988
(横屋)